

日本フランス語フランス文学会 中国・四国支部規約

(1976年12月4日制定)

第1条 (名称)

本支部は、日本フランス語フランス文学会（以下、学会と称する）中国・四国支部と称する。

第2条 (事務局)

本支部は、支部長の勤務する大学にその事務局を置く。

第3条 (目的)

本支部は、学会の目的に則り、中国・四国地区における会員相互の連絡を図り、その協力を促進することによって、中国・四国地区におけるフランス語およびフランス文学の研究・教育の発展並びに普及に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本支部は、前記の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 研究発表会、シンポジウム、講演会の開催。
2. 機関誌およびその他の出版物の刊行。
3. 学会より委託された諸事業。
4. その他、本支部の目的にそう諸事業。

第5条 (会員の資格・種類)

本支部は、原則として学会員によって構成される。会員は、普通会员、学生会員、賛助会員の3種類とする。

第6条 (権利・義務)

会員は、機関誌の配布を受け、研究発表の便宜が与えられる。会員は、その種類に応じて、次の会費を納入しなければならない。

1. 普通会员は、年額2,000円とする。
2. 学生会員は、年額1,000円とする。
3. 賛助会員は、年額10,000円以上とする。

会費滞納が満2年を越える会員には、機関誌・プログラム等の発送を中止する。(ただし、会費納入の督促は行う。)

第7条 (役員)

本支部に次の役員を置く。

1. 支 部 長 1 名

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 2. 学会幹事（以下幹事と称する） | 2名 |
| 3. 実行委員 | 若干名（幹事は実行委員を兼ねる） |
| 4. 機関誌編集委員（以下編集委員と称する） | 5名（支部長を含む） |
| 5. 監査 | 1名 |
| 6. 学会各種委員会委員（以下各種委員会委員と称する） | 若干名 |

第8条（任務）

役員の仕事の任務を次のように定める。

1. 支部長は、支部の事業を統括し、支部を代表する。実行委員はこれを補佐し、また支部長と共に支部業務の企画・運営にあたる。
2. 支部長および幹事は、学会合同役員会に出席し、その審議および議決に加わる。
3. 幹事は、学会幹事会に出席し、その審議および議決に加わる。
4. 編集委員は機関誌を編集・刊行する。
5. 監査は、会計を監査する。
6. 各種委員会委員は、学会各種委員会委員長の招集する委員会に出席し、その審議および議決に加わる。

第9条（選任）

役員を選出する方法および任期を次のように定める。

1. 支部長、幹事、実行委員、編集委員、監査、各種委員会委員は、総会において選出するものとする。総会が行われない場合には、その他の方法によって選出が行われなければならない。選出の方法は、細則の定めるところによる。
2. 支部長の任期は2年とし、原則としてA地区（岡山・四国地区）およびB地区（広島・その他の中国地区）より交互に選出する。重任は妨げないが、3選はできない。
3. 幹事の任期は2年とし、原則としてA地区およびB地区より1名ずつ選出し、1年毎に半数が交替する。重任はできない。
4. 実行委員の任期は2年とし、重任は妨げない。
5. 編集委員の任期は2年とし、支部長を除く4名をA地区およびB地区より2名ずつ選出する。重任は妨げない。
6. 監査の任期は2年とし、重任は妨げない。
7. 各種委員会委員は、学会から支部推薦の依頼のあるものについては、その任期が当該委員会で定められている場合はその期間とし、それ以外は原則として2年と

する。重任は妨げない。

8. 役員に支障の生じた場合は、直ちに後任の役員を選出しなければならない。その場合、任期は前任者の残任期間とする。支部長の支障の場合は支部長選出地区の幹事が、その他の役員の支障の場合は支部長がその選出にあたる。

第10条（総会）

1. 総会は、支部最高の決定機関であり、役員を選出、事業方針、予算、決算などの審議および議決を行なう。
2. 総会は、年に1度開催されるものとする。総会が開催されない場合は、支部長はこれに代る方法を速やかに講じなければならない。
3. 総会の議決は出席会員の3分の2以上の同意をもって成立する。
4. 本支部の役員任期および会計年度は、総会より総会までとする。なお、支部役員の交替時期は総会の翌日とする。

第11条（変更）

本支部の規約は、総会の決定によらなければ変更することができない。

細 則

1. 支部長の選出は選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。
2. 幹事の選出は、交替幹事の選出地区から1名を選挙によってえらび、上位得票者をもってこれにあてる。ただし交替幹事の選出地区より推薦があれば、総会の了承を得て選挙に代えることができる。
3. 実行委員の選出は、支部長の指名による。
4. 編集委員の選出は選挙によって行われ、A、B各地区の上位得票者2名をもってこれにあてる。ただし、推薦があれば、総会の了承を得て選挙に代えることができる。
5. 監査の選出は選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。ただし推薦があれば総会の了承を得て選挙に代えることができる。
6. 学会から支部推薦の依頼のある、各種委員会委員の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。ただし支部長が推薦し、総会においてこれを追認することができる。
7. 選挙は、普通会员および学生会員によって行われる。

付 則

本規約および細則は、1987年11月28日より施行される。